

OPポイント専用カード会員規約（新旧対照表）

現 行	改定後
<p>第1条（会員資格）</p> <p>(2) 入会にあたっては、第6条に規定する「OPカードの利用特典」を初めて利用したときまたは会員情報登録を完了したときのいずれか早い時点で、入会したものとみなします。</p> <p>(3) 会員情報登録が行われていないOPカードでは、ポイントの獲得・利用等の本サービスを利用することはできません。ただし、会員情報登録前のOPカードであっても、第6条に規定する加盟店に提示した場合には、初回ポイント獲得日から翌々月末までの期間に、OPカードの会員情報登録が行われなかった場合、以降、対象取引等の情報は記録されません。</p>	<p>第1条（会員資格）</p> <p>(2) 入会にあたっては、<u>第6条第5条</u>に規定する「OPカードの利用特典」を初めて利用したときまたは会員情報登録を完了したときのいずれか早い時点で、入会したものとみなします。</p> <p>(3) 会員情報登録が行われていないOPカードでは、ポイントの獲得・利用等の本サービスを利用することはできません。ただし、会員情報登録前のOPカードであっても、<u>第6条第5条</u>に規定する加盟店に提示した場合には、初回ポイント獲得日から翌々月末までの期間に、OPカードの会員情報登録が行われなかった場合、以降、対象取引等の情報は記録されません。</p>
<p>第2条（OPカードの発行・貸与）</p> <p>(4) 【新規追加】</p>	<p>第2条（OPカードの発行・貸与）</p> <p><u>(4) 本条第2項および第3項に違反してOPカードが不正に使用された場合、そのために生じた一切の損害等について、会員が責任を負うものとします。</u></p>
<p>第4条（OPカードの再発行）</p> <p>(3) OPカードの破損・磁気不良の場合、所定の加盟店等において当該カードと引き換えにカードを再発行します。その場合、ポイント残数、利用累計金額に関する権利は、引き続き有効とします。ただし、当社が審査のうえ適当と認めた場合を除き、再発行手数料として、当社所定の金額を支払うものとします。</p>	<p>第4条（OPカードの再発行）</p> <p>(3) <u>会員情報登録が完了している</u>OPカードが<u>が破損→または磁気不良→となった場合</u>、所定の加盟店等において当該カードと引き換えにカードを再発行します。その場合、ポイント残数、利用累計金額に関する権利は、引き続き有効とします。ただし、当社が審査のうえ適当と認めた場合を除き、再発行手数料として、当社所定の金額を支払うものとします。再発行手続き時に会員が提出する申請書類の情報と、当該カードに登録されている情報が一致しない場合には再発行できないことを、会員は予め同意するものとします。</p>
<p>第5条（OPカードの有効期限）</p> <p>(1) 会員登録情報が完了しているOPカードの有効期限は、最後に利用した日から起算して2年後の月末とします。</p> <p>(2) 会員情報登録が未了のOPカードの有効期限は、初回ご利用日の翌々月末までとします。ただし、当社が特に認めた場合、一定期間内に限り、会員情報登録が完了した</p>	<p>条文削除</p>

<p>日の翌日以降に利用可能とすることができます。</p> <p>(3) 有効期限経過後は、会員資格は自動的に喪失します。</p>	
<p>第6条 (OPカードの利用特典)</p>	<p>第6条第5条 (OPカードの利用特典)</p> <p>※内容変更なし</p>
<p>【新規追加】</p>	<p>第6条 (ポイントの照会)</p> <p><u>ポイントの照会は、小田急ポイントカードウェブサイト (https://www.odakyu-card.jp)、小田急カード専用デスク (0422-72-0030) にて確認できます。また、加盟店によっては、お買い上げレシートやポイント照会機にて確認できるものもあります。</u></p>
<p>第10条 (業務委託)</p> <p>(1) 会員は、当社が当社の指定する委託先 (以下、「指定委託先」といいます。) に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。</p> <p>① 会員情報登録の受付および申し込みの記載内容の確認</p> <p>② OPカードの交付にかかわる業務</p> <p>③ OPカード入会および利用に関するお問い合わせの取り次ぎにかかわる業務</p> <p>④ OPカードの紛失・盗難連絡の受付・登録および各種届出事項の変更に関する受付、登録にかかわる業務</p> <p>⑤ ポイントの加算・利用にかかわる業務</p> <p>⑥ OPカードの情報処理・電算機処理に付随する業務</p> <p>⑦ その他 OPカードにかかわる業務のうち当社が指定したもの</p> <p>(2) 会員は、当社が前項委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。</p>	<p>第10条 (業務委託)</p> <p>(1) 会員は、当社が当社の指定する委託先 (以下、「指定委託先」といいます。) に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。</p> <p>① 会員情報登録の受付および申し込みの記載内容の確認</p> <p>① OPカードの交付にかかわる業務</p> <p>② OPカード入会および利用に関するお問い合わせの取り次ぎにかかわる業務</p> <p>③ OPカードの紛失・盗難連絡の受付・登録および各種届出事項の変更に関する受付、登録にかかわる業務</p> <p>④ ポイントの加算・利用にかかわる業務</p> <p>⑤ OPカードの情報処理・電算機処理に付随する業務</p> <p>⑥ その他 OPカードにかかわる業務のうち当社が指定したもの</p> <p>(2) 会員は、当社が前項の<u>指定委託先に対する委託業務</u>の範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。</p>
<p>第12条 (退会)</p> <p>会員は、随時退会できるものとします。なお、退会に際しては、当社に所定の退会届を提出することとします。</p>	<p>第12条 (退会)</p> <p><u>(1) 会員は、随時退会できるものとします。なお、退会に際しては、当社に所定の退会届を提出することとします。</u></p> <p><u>(2) 会員情報登録が未了のOPカードの有効期限は、初回ご利用日の翌々月末までとし、会員情報が登録されない場合は自動的に退会となります。ただし、当社が特に</u></p>

認めた場合、一定期間内に限り、会員情報登録が完了した日の翌日以降に OP カードを利用可能とすることがあります。

(3) OP カードの最終ご利用日から5年間、カードのご利用がない場合、当社は会員登録を抹消あるいは取り消すことができます。

【新規追加】

第14条（反社会的勢力の排除）

(1) 会員は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来に亘っても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

(2) 当社は、会員が前項に違反している疑いがあると認めた場合には、カードの入会申込の謝絶、カード利用の一時停止その他必要な措置をとることができるものとします。また、当社は、会員が前項に違反していると認めた場合には、会員資格を喪失させます。

(3) 前項の適用により、当該会員に損害や不利益等が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

(4) 本条第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

① 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者

② 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

	<p><u>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者</u></p> <p><u>⑤ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者</u></p> <p><u>⑥ その他暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自らの利益拡大を図る者</u></p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>第 15 条（不慮の事故による会員の損害）</u></p> <p><u>天災地変等、当社の責任に帰すべからざる事由から会員に生じた不利益等について、当社は一切の責任を負わないものとします。</u></p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>第 16 条（準拠法）</u></p> <p><u>会員と当社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。</u></p>
<p>第 14 条（規約の変更等）</p> <p>(1) 会員は、当社が本規約または特約の内容について、会員の一般の利益に適合する場合、変更日を定めたうえで、予め、会員に対し、当該変更日、および当該変更内容を当社ウェブサイトにて周知したうえで変更することを予め承諾します。なお、会員は本規約の変更があった場合、本規約の変更に同意できないときには、退会できるものとします。</p> <p>(2) 会員は、当社はサービスの内容を予告なく変更または廃止することがあることを予め承諾するものとします。</p>	<p>第 14 条（規約の変更等）</p> <p>(1) 会員は、当社が本規約または特約の内容について、会員の一般の利益に適合する場合、変更日を定めたうえで、予め、会員に対し、当該変更日、および当該変更内容を当社ウェブサイトにて周知したうえで変更することを予め承諾します。なお、会員は本規約の変更があった場合、本規約の変更に同意できないときには、退会できるものとします。</p> <p>(2) 会員は、当社はサービスの内容を予告なく変更または廃止することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p><u>第 17 条（会員規約およびその改定）</u></p> <p><u>本規約は、民法第 5 4 8 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、会員と当社との一切の契約関係に適用されます。当社は、民法第 5 4 8 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力発生時期を定め、インターネットの利用その他の方法により、会員に対して当該改定につき予</u></p>

	<u>め公表したうえ、通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u>
【新規追加】	<u>第18条（その他の承諾事項）</u> <u>会員は、OP カードに記録された小田急お客さま番号（カード券面に記載のポイント会員番号）等の情報が漏えいしたこと等により、カードの偽造、変造等が発生した場合、またはその恐れがある場合、直ちに当社にその旨の通知をするとともに、当社の指示に従い適切な措置を講じるものとします。カードが偽造、変造等されたことによって会員が受けた不利益等については、当社は一切の責任を負いません。</u>
2019年8月9日現在	<u>2019年8月9日現在-2020年4月1日現在</u>
小田急ポイントカード特約	小田急ポイントカード特約
5. 本特約に定めのない事項および変更に関しては会員規約の規定に準ずるものとします。	5. 本特約に定めのない事項 <u>および変更に関しては</u> 会員規約の規定に準ずるものとします。 <u>また、本特約の改定は、会員規約の「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。</u>
《小田急グループ》 小田急電鉄㈱、箱根登山鉄道㈱、江ノ島電鉄㈱、箱根登山バス㈱、神奈川中央交通㈱、小田急バス㈱、立川バス㈱、東海自動車㈱、箱根登山観光バス㈱、 ㈱江ノ電バス横浜、 ㈱江ノ電バス藤沢、神奈川中央交通東㈱、神奈川中央交通西㈱、神奈中観光㈱、小田急シティバス㈱、 ㈱伊豆東海バス、 ㈱南伊豆東海バス、 ㈱西伊豆東海バス、 ㈱新東海バス、 ㈱東海バスオレンジシャトル、 小田急箱根高速バス㈱、小田急交通㈱、箱根登山ハイヤー㈱、 ㈱神奈中タクシーホールディングス、 相模中央交通㈱、神奈中ハイヤー㈱、 ㈱湘南相中、 ㈱海老名相中、 ㈱厚木相中、 二宮神奈中ハイヤー㈱、 神奈中ハイヤー横浜㈱、 伊勢原交通㈱、川崎交通産業㈱、新立川交通㈱、伊豆急東海タクシー㈱、小田急交通南多摩㈱、箱根観光船㈱、箱根ロープウェイ㈱、大山観光電鉄㈱、富士汽船㈱、小田急箱根ホールディングス㈱、東海輸送㈱、小田急オートサービス㈱、 ㈱小田急百貨店、 小田急商事㈱、 ㈱北欧トーキョー、 江ノ電エリアサービス㈱、 ㈱神奈中商事、 神奈川三菱ふそう自動車販売㈱、 神奈中相模ヤナセ㈱、 ㈱小田急友の会、 ㈱白鳩、 ㈱ジェネリックコ	《小田急グループ》 小田急電鉄㈱、箱根登山鉄道㈱、江ノ島電鉄㈱、箱根登山バス㈱、神奈川中央交通㈱、小田急バス㈱、立川バス㈱、東海自動車㈱、箱根登山観光バス㈱、 ㈱江ノ電バス横浜、 ㈱江ノ電バス藤沢 ㈱江ノ電バス、神奈川中央交通東㈱、神奈川中央交通西㈱、神奈中観光㈱、小田急シティバス㈱、 ㈱伊豆東海バス、 ㈱南伊豆東海バス、 ㈱西伊豆東海バス、 ㈱新東海バス、 ㈱東海バスオレンジシャトル、 小田急箱根高速バス㈱、小田急交通㈱、 <u>私鉄協同無線センター</u> ㈱、箱根登山ハイヤー㈱、 ㈱神奈中タクシーホールディングス、 相模中央交通㈱、 神奈中ハイヤー ㈱神奈中タクシー ㈱、 ㈱湘南相中、 ㈱海老名相中、 ㈱厚木相中、 二宮神奈中ハイヤー ㈱、 神奈中ハイヤー横浜 ㈱、 伊勢原交通 ㈱、 川崎交通産業 ㈱、 新立川交通 ㈱、伊豆急東海タクシー㈱、小田急交通南多摩㈱、箱根観光船㈱、箱根ロープウェイ㈱、大山観光電鉄㈱、富士汽船㈱、小田急箱根ホールディングス㈱、東海輸送㈱、小田急オートサービス㈱、 ㈱小田急百貨店、 小田急商事㈱、 ㈱北欧トーキョー、 江ノ電エリアサービス㈱、 ㈱神奈中商事、 神奈川三菱ふそ

ーポレーション、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、箱根施設開発(株)、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急静岡、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、UDS(株)、沖縄 UDS(株)、誉都思建筑咨（北京）有限公司、誉都思酒店管理（北京）有限公司、韓国 UDS(株)、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、ジローレストランツエイジア（カンボジア）、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、東海総合警備保障(株)、小田急デパートサービス(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急ランドフローラ、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ

計 99 社 2019 年 1 月 15 日現在

う自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、(株)白鳩、(株)ジェネリックコーポレーション、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、[Odakyu Australia Pty Ltd.](#)、箱根施設開発(株)、[M.S.B.R Land Holding Pvt Ltd.](#)、[Odakyu Lanka Pvt Ltd.](#)、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急静岡、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、UDS(株)、沖縄 UDS(株)、誉都思建筑咨（北京）有限公司、誉都思酒店管理（北京）有限有限公司、韓国 UDS(株)、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、ジローレストランツエイジア（カンボジア）、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、東海総合警備保障(株)、小田急デパートサービス(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、~~(株)フラッグスビジョン~~、~~(株)小田急ランドフローラ~~、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)小田急プラネット、~~(株)ヒューマニックホールディングス~~、~~(株)ヒューマニック~~、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ

計 99 社 2019 年 ~~1 月 15 日~~ 11 月 30 日現在